

質問書に係る回答書

令和6年3月22日

公募参加希望者各位

東 広 島 市 長
(生活環境部環境先進都市推進課)

委託役務の名称 道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入事業

履行場所 道の駅湖畔の里福富

委託役務に係る質問について、次のとおり回答します。

番号	区分	質問	回答
1		プロポーザルに向けて、EPC 事業者と協業して企画書を提出します。事業予定者に選ばれた場合は、当初の EPC 事業者のままで相見積もりをすることなく貴市と随意契約をさせて頂けるでしょうか。	プロポーザル公募により事業予定者として選定された場合、道の駅指定管理者と随意契約で締結させていただきます。また、PPA 事業実施者、指定管理者及び市の3者において、協定締結をさせていただきます。 EPC 事業として企画書をご提出いただく場合は、様式6「事業実施体制」に関係機関との体制について記載をお願いします。
2		補助金申請は、設備所有者と当社の共同申請とさせて頂けるでしょうか。	補助金申請は、設備所有者の単独名義で申請させていただきます。
3		今後 20 年間で、貴市の都合による中途解約があった場合、中途解約金の請求は可能でしょうか。	可能です。仕様書(8)キのとおり、「事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件で P P A 事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備等を移設するほかの施設を提示し、市が移設費用の全部を負担する。移設後

			の契約条件については市と事業者で協議の上定める」ものとしします。
4		二次的損害について、当社はその責及び対応費用を負担しません が許容頂けますでしょうか。	仕様書別紙1「予想される リスクと責任分担」より、 二次的損害が生じた場合、 事業実施者、指定管理者及 び市で協議をさせていただきます。
5		当要項に記載のない事象に対 する取り決めは優先交渉権者 決定後の協議という認識でよ ろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
6		事業開始となった場合に、電 力会社の毎年の電気使用量を 提供いただけますでしょうか。	電力会社の電気使用量は毎 年提供させていただきます。
7		道の駅の用地ですが、事業開 始後の20年間は使用許可を 頂く管理者が変更になる可 能性はございますでしょうか。	道の駅の用地は、市で管理 しているため、変更する可 能性はございません。
8		仮に管理者が変更となった場 合、貴市にて使用許可の対応 は行って頂けますでしょうか。	質問7と同様に、道の駅の 用地は、市で管理している ため、変更する可能性はご ざいませぬ。
9		仮に管理者が変更となった場 合、太陽光発電設備導入業務 の契約条件は変更なく、引き 継がれる認識で合っています でしょうか。	道の駅施設は市の指定管 理者が運営しており、入札 状況により管理者が変更 になる可能性がございます。 ただし、事業実施者との協 定締結は継続いたします。
10		太陽光パネル設置候補先につ いて、図面等での情報開示を 頂けますでしょうか？	資料提供の申込みをいた だいた事業者、電力契約 情報、請求書、電力使用量 の30分値、図面を提供さ せていただきます。
11	業務仕様書 2 事業概要 (2) 事業概要ケ	事業期間終了後に設備等を貴 市へ譲渡できる条件とする 場合は、設備等を撤去ではな く、貴市への譲渡条件とす ることを、契約段階で意思 決定頂くことは可能でしょ うか。	現時点では、事業期間終了 後の設備等について、市で 譲渡を受けることはでき かねます。ただし、撤去時 に設置事業者、指定管理者 および市で協議をさせて いただきます。
12	業務仕様書 2 事業概要 (4) 契約単価イ	「電力使用量は、検定を受けた 電力量計により計測された ものとする。」と記載があ りますが、通信不良などで 指針が取れなかった場合、 検定なしの遠隔監視シス テムにて代用して計測させ て頂くことは可能でしょ うか。	通信不良など、事業者の責 めに帰す事由でない場合、 遠隔監視システムにて代 用可能です。ただし、事前 に事業実施者、指定管理者 及び市で協議をさせてい いただきます。
13	業務仕様書 2 事業概要 (4) 契約単価カ	「契約単価は、原則、契約期 間中は同額とし、積算根拠 と共に示すものとする。」 とございますが、施設側の 需要変化(構内のLED	「契約単価は、原則、契 約期間中は同額とし、積 算根拠と共に示すものと する。」における原則の例

		化・省エネ空調などに改修等による構内負荷の減少)などによる使用量の変動があった場合、契約単価の見直しについて協議による変更が可能でしょうか。 また、原則とありますが、例外はどのようなことを想定されておられますでしょうか。	外として、質問18を例とする市の責めに帰す事由が生じた場合を想定しております。 施設側における需要変化等による使用料の変動は、契約単価見直しの対象外となりますが、事業実施者、施設管理者及び市で協議をさせていただきます。
14	業務仕様書 2 事業概要 (5) 事業の条件 イ (ウ)	「停電時に貴市が使用できる、非常コンセント盤等から供給される電力容量や供給時間に条件はありますか。条件があれば開示頂きたいです。	停電時とは、災害時等を想定しております。電気容量については、想定しておりません。なお、供給時間としては、道の駅指定管理者事務所、照明、PC、トイレ等に72時間程度電力供給可能な状況を想定しております。
15	業務仕様書 2 事業概要 (5) 事業の条件 ウ (ア)	建物の構造計算書は開示頂けますでしょうか。	対応可能です。資料提供の申込みをいただいた事業者に提供いたします。
16	業務仕様書 2. 事業概要 (6) 設備等の設置 ウその他事項	施設の使用料はかかりますでしょうか。	施設の使用料はかかりません。
17	業務仕様書 2. 事業概要 (8) 電力供給・維持管理 (保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様 (ア)	「事業者は、市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保守の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。さらに、設備等が故障した場合は、直ちに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。なお、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を国のガイドライン等を厳守し行うものとする。」とありますが、 ①現在の施設とは別の電気主任技術者が別途選任されますでしょうか。 ②今回導入する設備にかかる保安責任は、施設の電気主任技術者にご負担いただくという考え方で問題ないでしょうか。 (詳細は電気主任技術者と協議の上決定します) ③法定点検のうち、受電設備部分	① 電気主任技術者の選出につきましては、原則、道の駅の電気主任技術者を選任します。 ② 今回導入する設備にかかる保安責任は、道の駅指定管理者の電気主任技術者が負担いたします。ただし、保守点検等については、事業実施者において行っていただきます。また、詳細については、事業実施者、道の駅の電気主任技術者及び市で協議を決定いたします。 ③ 道の駅の費用負担としても良いですが、受電設備の改造等を行う場合、その部分は事業実施者で点検を行っていただくよう希望します。 ④ 電気保安規定の作成

		は建物の共通部分として、貴市側の費用分担で宜しいでしょうか。 ④電気保安規定の作成や監督官庁への届出については、貴市で選任される電気主任者が行う認識でよろしいでしょうか。	及び監督官庁への届出については、道の駅指定管理者の電気主任技術者が行いますが、内容精査については事業実施者と協議を行うものとします。
18	2. 事業概要 (8)電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様(キ)	「事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でPPA事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備等を移設するほかの施設を提示し、市が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については市と事業者で協議の上定めるものとする。」とありますが、停止期間中の事業期間については延長となるのかならないのかどちらでしょうか。 また、停止期間中の発電量減少に伴い(単年60%、3年90%以下となった場合)単価の見直しには応じて頂けますでしょうか。	停止期間中の事業期間分の契約延長については、考えておりません。運転期間は原則、20年間とさせていただきます。 停止期間中の発電量減少に伴う単価見直しについては、市の責めに帰す事由であるため、協議に応じます。
19	業務仕様書 予想されるリスクと責任分担・不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期は協議となっておりますが、当社が取れるリスクと取れないリスクを分けて提案することは可能でしょうか。	可能です。企画提案書においてご提案いただいた場合は、審査対象として確認させていただきます。
20	公募要領 4 交付金	交付上限額は53,041千円とありますが、太陽光発電設備と蓄電池の想定の内訳をご教示いただけますでしょうか。	太陽光発電設備の交付上限額は36,375千円、蓄電池の交付上限額は16,666千円を想定しています。
21	公募要領 4 交付金	太陽光パネルと蓄電池について容量の下限はございますでしょうか。	太陽光パネルと蓄電池について、容量の上限及び下限はございません。
22	公募要領 4 交付金	交付金が適用されなかった場合は、契約単価の見直しは可能でしょうか。 また、交付金の返還請求があった場合も同様に契約単価の見直しは可能でしょうか。	本事業については、既に国から市へ交付決定がされており、万が一、国庫交付金の減額、中止及び返還等があった場合は、事業実施者と契約単価の協議を行わせていただきます。
23	公募要領 11 企画書の内容 (2)事業実施体制 図 キ	緊急故障・停電時の対応は平日9:00～17:00での対応になりますが、許容頂けますでしょうか。	許容可能です。ただし、受電設備・発電設備に起因するものは24時間及び平日・休日対応を希望しません。